平成26	年3	3月:	3 1	目																	号	外
	(県例規集登載)	則の一部を改正する規則の正誤	〇 岡山県農林水産総合センター条例施行規	【正誤】	〇 道路の供用開始	〇 道路の区域変更	【告示】	(県例規集登載)	〇 岡山県災害対策本部規程の一部改正	【合同訓令】	(県例規集登載)	〇 岡山県統計調査調整規程の一部改正	【訓令】	(以上県例規集登載)	正する規則	〇 岡山県飼料検定条例施行規則の一部を改	律施行細則の一部を改正する規則	〇 精神保健及び精神障害者福祉に関する法	【規則】	目次		
			総務学事課		,,,	道路整備課			危機管理課			統計調査課				畜 産 課		健康推進課		担当課(室)	[권 L	
																						目次
																						担当課(室)

◎岡山県規則第三十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畄

Ш

県 知

事

伊 原 木

隆

太

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和五十九年岡山県規則第二十号) の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第六条中「保護者等」を「家族等」に改める。

第七条中「保護者」を「家族等」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条

第十三条中「保護者」を「家族等」に改める。

三条第二項)届(様式第二十三号の三」を「様式第二十三号」に改め、同条第二項を削る。 第十六条第一項中「、医療保護入院 (法第三十三条第二項) 届 (様式第二十三号)、」を「又は」に、 「様式第二十三号の二)又は特定医師の診察による医療保護入院(法第三十

第十八条中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に改める

第十九条第一項中「保護者又は扶養義務者」を「家族等又は市町村長」に改める。

「より」を「よる」に改め、「をするとき」を削り、

「を知事に提出する」を「による」に改める。

様式第一号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第二十一条中「精神科病院に入院中の者又はその保護者は、」を削り、

様式第二号中 半 保護者の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載するこ

保護者の住所の欄は, 親権者が両親であつて住所が異なる場合は, そのいずれについても記載するこ

に改める。

「家族等の欄については、現に保護の任に当たつている者が家族等以外の者である場合については、当該保護の任に 当たっている者について記載すること

様式第六号中「宋灩者」を「あなたの彩蒸報」に改める

様式第十号から様式第十三号までを次のように改める。

様式第10号(第8条関係)

岡山県知事 殿

年 月 日

所 在 地 病 院 名 管理者氏名

印

措置入院者症状消退届

次の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条の5の規定により届け出ます。

	フリガナ				年 月 日生
措置入院者	氏 名		(男・女)	生年月日	(満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市区	町村 区	
措置入院年月日		年月	月		
病名	1 主たる ICDカテ=	る精神障害 ゴリー ()	2 従たる ICDカテゴ!	精神障害	3 身体合併症
入院以降の病状又は 状態像の経過の概要 措置症状の消退と関連 して記載すること。					
措置症状の消退を認めた 精神保健指定医の氏名	署名				
退院後の処置に関する意見	1 入院継 2 通院医	続(任意入院 療 3 転医		人院,他科) 5 その他()
退院後の帰住先	1 自宅(家族と同居,	単身) 2 1	施設 3 そ	の他 ()
帰 住 先 の 住 所			78市 区	町村 区	
訪問指導等に関する意見					
障害福祉サービス等の 活 用 に 関 す る 意 見					
主治医の氏名					

- - 2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 3 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字等を○で囲むこと。

様式第11号 (第9条関係)

年 月 日

保健所長 殿

 所 在 地

 病 院 名

 管理者氏名
 印

措置入院者死亡届

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項の規定により措置された次の措置入院者が死亡したので届け出ます。

措置入院者	フリガナ	 			性別		男	· 女	
用色八帆石	生年月日	年	月(満	日生歳)	措置入院 年 月 日		年	月	日
死亡年月日	及び時刻	年	月	日	午前午後	時			
死	田								
備	考								

(注) 死亡診断書の写しを添付すること。

様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

印

保健所長 殿

所 在 地 病 院 名 管理者氏名

措置入院者転院申出書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項の規定により措置された次の措置入院者の転院を申し出ます。

	フリン	ガナ				年	月	日生
	氏	名		(男・女)	生年月日		(満	歳)
措置入院者	帰住	地	都道 府県	郡市区	町村区			
	病	名			措置入院 年月日	年	月	B
転 院	理	由						
転 院 予	定病	院			転院希望日	年	月	日

樣式第13号 削除

様式第二十二号及び様式第二十三号を次のように改める。様式第十五号及び様式第十六号中「宼踹站」を「満田站」に改める。

様式第22号 (第16条関係)

岡山県知事

年 月 日

所 在 地 病 院 名 管理者氏名

印

医療保護入院届

次の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。) 第33条の規定により医療保護入院させたので、同条第7項の規定により届け出ます。

	フリガナ				年 月 日生
医療保護入院者	氏 名		(男・女)	生年月日	(満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市区	町村 区	
家族等の同意により入院した年月日	年	月 日	今回の入院 入 院 尹	年月日 影 態	年 月 日
法第34条の規定による 移 送 の 有 無	1 有	2 無			
病名		る精神障害 ゴリー()	2 従たる ICDカテゴ!	精神障害	3 身体合併症
生活 歴 み で月 の	(陳述者(の氏名	続	柄)	
初回 入院期間前回入院期間初回から前回までの 下で、別での でで、例で、数	年年	月 日~ 月 日~ 計 回	年 月 年 月		院形態) 院形態)
現 在 の 精 神 症 状	VI 感情情景	障害 2 中等 に 2 切視 : に 2 切視 : に 2 切視 考強 ・	等度に 3	での他(3 高揚気分 激性こう進 奮 4 こん 解離 4 ~	その他() 製思考 5 思考奔逸) 4 感情失禁 7 その他() 迷 5 精神運動制止
その他の重要な症状	1 てんか 4 その他	へん発作 2 ₽	 目殺念慮 3	 物質依存())

問題行動等	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他()
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()	
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め,任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。		
医療保護入院を必要と認め た精神保健指定医の氏名	署名	
	フリガナ 	生
	氏 名 柄 二 二 (満 歳))
	住 所 都道 郡市 町村 府県 区 区	
日本としょウ州が	フリガナ 年月日	生
同意をした家族等	氏 名 柄 生年月日 (満 歳))
	住 所 都道 郡市 町村 府県 区 区	
	1 配偶者2 父母 (親権者で ある・ない)3 祖父母等4 子・孫等5 兄弟姉妹6 後見人又は保佐人7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)年 月 日)8 市町村長	

審	査	会	意	見
県	の		措	置

- (注) 1
- 同意書を添付すること。 回意書を添付すること。 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。ただし、法第34条の規定 による移送が行われた場合は、記載する必要はない。 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、 1011年11日本記載せること。ただし、法第34条の規定 を回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、 1011年11日本記載せること。たな、複数の入院形能を経ている場合には、順に記
 - その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記 載すること。
 - 4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。
 - 5 初回入院期間,前回入院期間,初回から前回までの入院回数の欄は,他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。 6 現在の精神症状,その他の重要な症状,問題行動等及び現在の状態像の欄は,原則と
 - してこの届出書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものと し、主として最近のものに重点を置くこと。
 - 医療保護入院を必要と認めた精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署 名すること。
 - 同意をした家族等の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載するこ 8 ے ح
 - 9 同意をした家族等の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのいずれについても記載すること。 10 提出に当たつては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生
 - 活環境相談員を記載した医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の5に規定
 - する入院診療計画書の写しを添付すること。 11 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を ○で囲むこと。

様式第23号 (第16条関係)

岡山県知事

年 月 日

所 在 地 病 院 名 管理者氏名

印

特定医師の診察による医療保護入院届

次の者を特定医師の診察により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第33条第4項後段の規定により医療保護入院させたので、同条第7項の規定により届け出ます。

	フリガナ			生年月日	年 月 日生
医療保護入院者	氏 名		(男・女)	生 十月日	(満 歳)
	住 所	都道 府県	郡市 区	町村 区	
家族等の同意により	年	月 日	今回の入院	年月日	年 月 日
入院した年月日及び時刻	(午前・	午後 時)	入院 疣	形態	
病名	1 主た	る精神障害	2 従たる	精神障害	3 身体合併症
\(\tau_1\)	ICDカテ	ゴリー ()	ICDカテゴ	IJ — ()	
生活歴及び現病歴 推定発病年月,精神 科又は神経科の受診 歴等を記載すること。	(陳述者	の氏名	続	柄)
初 回 入 院 期 間 前 回 入 院 期 間 初回から前回までの 入 院 回 数		月 日~ 月 日~ 計 回	年 月 年 月	日 (入) 日 (入)	
現 在 の 精 神 症 状	5 焦然重点 VII 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	世 (では、) (では、	当識障害 3 3 その他 連8 4 3 会 一気を 連8 5 一切 の で で で で で で で で で で で で で で で で で か に で の 体験 3 に で で で か に で で か に で で か に で で か に で で か に で で か に で で で で	重 重 健 に を を を を を を を の る 性 を の る 性 を の る き と の る き は の る の も に も の る 、 の ま の も る ら る る る る る る る る る る る る る	その他() 裂思考 5 思考奔逸) 3 4 感情失禁 7 その他() 必迷 5 精神運動制止
その他の重要な症状	1 てんた 4 その他	いん発作 2 E 也(自殺念慮 3	物質依存(()
問題行動等	1 暴言	2 はいかい	3 不潔行為	\$ 4 その	他 ()
	1 幻覚3	F想状態 2 #	青神運動興奮	状態 3 ご	こん迷状態

現 在 の 状態 像	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に対する理解の程度を含め,任意入院が行われる状態にないと判断した理由について、記載すること。	
医療保護入院を必要と認めた特定医師の氏名	署名
確認した精神保健指 定 医 の 氏 名	署名 診察 日時 年月日 (午前・午後 時)
精神保健指定医が医療保護入院の措置は必要ないと判断した場合の理由	
	フリガナ
	氏 名 生年月日 (満 歳)
	住 所 都道 郡市 町村 府県 区 区
	- フリガナ 年 月 日生
同意をした家族等	氏 名 生年月日 (満 歳)
	住 所 都道 郡市 町村 府県 区 区
	1 配偶者2 父母(親権者で ある・ない)3 祖父母等4 子・孫等5 兄弟姉妹6 後見人又は保佐人7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)年 月 日)8 市町村長

事後審査委員会意見

- (注) 1
- 同意書を添付すること。 内は、特定医師の診察に基づいて記載すること。
 - 今回の入院年月日の欄は,今回貴病院に入院した年月日を記載し,入院形態の欄は, その時の入院形態を記載すること。なお,複数の入院形態を経ている場合には,順に記 3 載すること。
 - 4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。
 - 初回入院期間,前回入院期間,初回から前回までの入院回数の欄は,他の病院での入
 - 院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。 6 現在の精神症状,その他の重要な症状,問題行動等及び現在の状態像の欄は,原則と してこの届出書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものと し, 主として最近のものに重点を置くこと。
 - 7 医療保護入院を必要と認めた特定医師の氏名の欄は、特定医師自身が署名すること。

 - 確認した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。 同意をした家族等の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載するこ 9
 - 10 同意をした家族等の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのい ずれについても記載すること。
 - 11 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を ○で囲むこと。

様式第24号 削除

様式第二十四号及び様式第二十五号を次のように改める。

様式第二十三号の二及び様式第二十三号の三を削る。

様式第25号 (第17条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

 所 在 地

 病 院 名

 管理者氏名
 印

医療保護退院届

次の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)第33条の2の規定により届け出ます。

	フリガナ				年月	日生
医療保護入院者	氏 名		(男・女)	生年月日	(満	歳)
	住 所	都道 府県	郡市区	町村 区		
医療保護入院年月日		年	月			
退院年月日		年	月日			
病名	1 主たる	る精神障害	2 従たる	精神障害	3 身体合併	症
州 泊	ICDカテニ	i y — ()	ICDカテゴ!	IJ — ()		
退院後の処置	1 入院継 3 転医	続(任意入院 4 死亡	,措置入院, 5 その他		通院医療	
退院後の帰住先	1 自宅 3 そのf	(家族と同居, 也(施設)		
帰 住 先 の 住 所		都道 君		町村区		
訪問指導等に関する意見						
障害福祉サービス等の 活 用 に 関 す る 意 見						
主 治 医 の 氏 名						

- (注) 1 医療保護入院年月日の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項 又は第3項の規定による医療保護入院年月日を記載すること。
 - 2 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字等を○で囲むこと。

様式第二十六号中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に、

「法第34条第3項の規定による 光 第34条の規 . 定 ご ٦

を Ø 「保護者等」や「家族等」に、

淮」 狻 茏 9 侑 淮

「保護者等」を「彩蒸等」に改める。

送 0 侑

34条第3項の規定による移送」や「第34条の規定による移送」におめる。 **| 類恜無二十六中6二日「第33条の4第2項後段」や「第33条の7第2項後段」以、「主たる陳述者」や「陳述者」以、**

様式第二十八号及び様式第二十九号を次のように改める。

様式第28号 (第20条関係)

岡山県知事 殿

年 月 日

所 在 地 病 院 名 管理者氏名

印

措置入院者定期病状報告書

次の措置入院者の症状等を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 38条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

	フリガナ	 					年	月	日生
措置入院者	氏 名			(男・女		生年月日		(満	歳)
	住 所		都道 府県	郡市区		町村 区			
措置入院年月日	年	月	日	今回の力	\院年	三月日	年	J	月 日
	'		,-	入院	形	態			
前回の定期報告年月日	2	丰	月	日					
	1 主た	る精神障	章害	2 従た	こる精	青神障害	3 身	体合值	并症
病名	ICDカテニ	ゴリー ()	ICDカラ	゠゙ヹリヽ	- ()			
生活 歴 及 び 現 病 歴 (推定発病年月,精神 科又は神経科の受診 歴等を記載すること。)	(陳述者)	の氏名			続杯	Ŋ)		
初 回 入 院 期 間 前 回 入 院 期 間 初回から前回までの 入 院 回 数	年年	月 月 計	日~ 日~ 回	年年	月月	日(入日(入)
過去6箇月間(措置入院 後3箇月の場合は,過去 3箇月間)の仮退院の状況	計 [甲		延日数		Ħ			
過去6箇月間(措置入院 後3箇月の場合は,過去 3箇月間)の治療の 内容及びその結果 「問題行動を中心とし									
て記載すること。									
て記載すること。	隔	聲	1 多	用 2 時	等 々	3 ほとん	しど不用		

処遇,看護及び指	首のF	44	注 意 必 要 度 1 常に厳重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要
で、他, 有成人Units	守りか	元1八	1 極めて手数のかかる介助日常生活の介助2 比較的簡単な介助及び指導指導の必要度3 生活指導を要する4 その他()
重大な問題行動 これまでの, B おそれのある	は今	後	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態的
1 殺人	Α	В	現在の精神症状
2 放火	Α	В	I 意識
3 強盗	A	В	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()
4 強かん 5 強制わいせ	A A	B B	Ⅲ 知能1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害
り、風雨がくせ	11	D	Ⅲ記憶
6 傷害	Α	В	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()
7 暴行	Α	В	IV 知覚
8 恐喝	A	В	1 幻聴 2 幻視 3 その他()
9 脅迫 10 窃盗	A A	B B	
10 切盆 11 器物損壊	A	В	
12 ろう火又は			VI 感情・情動
失火			1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁
13 家宅侵入	A	В	
14 詐欺等の経 済的な問題行	Α	В	7 その他()) vm = 音分
脚がな问题11 動			VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷
15 自殺企図	Α	В	5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()
16 自傷	Α	В	Ⅷ 自我意識
17 その他	Α	В	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()
()			IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()
			1 12
			その他の重要な症状
			1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存()
			4 その他(
			1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他()
			現在の状態像
			1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 こん迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 そう状態
			7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態
			10 その他(
診察時の特言	記事	項	
この報告に			年 月 日
診 察 年	月	Ħ	
診察した精神	申保	健	
指定医の	氏	名	署名
1			

審	査	会	意	見	
県	の		措	置	

- (注) 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
 - 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、 その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
 - 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること とし、前回の報告書の写しの添付をもつて代えてもよいが、新たに判明した事実がある 場合には追加記載すること。
 - 4 初回入院期間,前回入院期間,初回から前回までの入院回数の欄は,他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
 - 5 重大な問題行動の欄は、Aはこれまでに認められた問題行動を、Bは今後おそれのある問題行動を指し、該当する全ての算用数字、A及びBを \bigcirc で囲むこと。
 - 6 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの報告書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
 - 7 診察時の特記事項の欄は、被診察者の受診態度、表情、言語的及び非言語的なコミュニケーションの様子、診察者が受ける印象、措置入院継続の必要性等について記載すること。
 - 8 診察した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
 - 9 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を ○で囲むこと。

様式第29号 (第20条関係)

岡山県知事 殿

年 月 日

所在地病院名管理者氏名

印

医療保護入院者定期病状報告書

次の医療保護入院者の症状等を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定により届け出ます。

	フリガナ					年月	日生
医療保護入院者	氏 名		(:	男・女)	生年月日	(清	満 歳)
	住 所		郡道 牙県	郡市 区	町村 区		
医療保護入院年月日 (法第33条第1項・第3		п		う回の入院	年月日	年	月 日
(法第33条第1項・第3項の規定による入院)	年	月		、院用	形態		
前回の定期報告年月日		年 月]	目			
病名	1 主た	る精神障害	<u> </u>	2 従たる	精神障害	3 身体台	
病名	ICDカテ	ゴリー () [CDカテゴリ	IJ — ()		
生活 歴 及 び 現 病 歴 推定発病年月,精神 科又は神経科の受診 歴等を記載すること。	(陳述者	の氏名		続	:柄))	
初回入院期間			∃ ~)
前 回 入 院 期 間 初回から前回までの 入 院 回 数		計 叵	∃ ~ ⊡	年 月	日(入陸	烷形態)
過去12箇月間の外泊の状況	1 不定期 2 定期的 3 なし		位,ii	数箇月単	位,iii 盆又	(は正月)	
過去12箇月間の治療の 内容及びその結果 通院又は任意入院に 変更できなかつた理 由も併せて記載する こと。							

症 状 の 経 過	
今後の治療方針 患者自身の病気に対する理解及び治療への意欲を得るための 取組について記載すること。	
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活 環境相談員との相談状 況,地域援助事業者の紹 介状況,医療保護入院者 退院支援委員会で決定し た推定される入院期間等 について)	選任された退院後生活環境相談員
現在の精神症状	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他() II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害 III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他() IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他() V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他() VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性こう進 7 その他() VI 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 こん迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他() VII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他() IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()
問題行動等	1 暴言 2 はいかい 3 不潔行為 4 その他()
現 在 の 状態 像	1 幻覚妄想状態2 精神運動興奮状態3 こん迷状態4 統合失調症等残遺状態5 抑うつ状態6 そう状態7 せん妄状態8 もうろう状態9 認知症状態

	10 その他()
この報告に係る診察年月日	年 月 日
診察した精神保健指 定 医 の 氏 名	署名
審査会意見	

(注) 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。

県

 \mathcal{O}

措

置

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄は、 その時の入院形態を記載すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること とし、前回の報告書の写しの添付をもつて代えてもよいが、新たに判明した事実がある 場合には追加記載すること。
- 4 初回入院期間,前回入院期間,初回から前回までの入院回数の欄は,他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 入院後の診察の結果,精神症状が重症であつて,かつ,慢性的な症状を呈することで 入院の継続が明らかに必要な病状であること等の理由により,1年以上の入院が必要で あると判断される場合には,過去12箇月間の治療の内容及びその結果の欄にその旨を記 載すること。
- 6 退院に向けた取組の状況の欄は、①退院後生活環境相談員との最初の相談を行つた時期やその後の相談の頻度等、②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、③医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等について記載するものとし、③については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨を同欄に明記すること。
- 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、原則としてこの報告書作成時までの過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 8 診察した精神保健指定医の氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 9 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を ○で囲むこと。

様式第二十九号の二中「第22条の3」を「第20条」に、「主たる陳述者」を「陳述者」に、

- 2 載すること(法第33条第2項及び第4項並びに第33条の4第2項の規定による入院を含む。その場合において 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄には、その時の入院形態を記
- 第2項入院」と記載すること。)。なお,複数の入院形態を経ている場合には,順に記載すること 「第33条第2項入院」, 「第33条第1項・第4項入院」,「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4
- しの添付をもって代えてもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること 生活歴及び現病歴の欄は,他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載することとし, 前回の報告書の写
- 取して記載すること。 初回入院期間,前回入院期間,初回から前回までの入院回数の欄は,他の病院での入院歴及び入院形態をも聴

を

- М 過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要の欄は,入院時から6箇月の間に行動制限が行われた場合におけ 6箇月経過時の報告においては、 「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること
- 6 での過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。 現在の精神症状,その他の重要な症状,問題行動等及び現在の状態像の欄は,原則としてこの報告書作成時ま
- 診察した主治医の氏名の欄は、主治医自身が署名すること。

~1

- ∞ 選択肢が記載されている欄においては、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと
- 2 すること。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること 今回の入院年月日の欄は,今回貴病院に入院した年月日を記載し,入院形態の欄は,その時の入院形態を記載
- しの添付をもつて代えてもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること 生活歴及び現病歴の欄は, 他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載することとし, 前回の報告書の写
- 取して記載すること 初回入院期間,前回入院期間,初回から前回までの入院回数の欄は,他の病院での入院歴及び入院形態をも聴
- N 過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要の欄は,入院時から6箇月の間に行動制限が行われた場合におけ 6箇月経過時の報告においては, 「過去12箇月間」とあるのは, 「過去6箇月間」と読み替えること。 に改める。
- 要な病状であること等の理由により、1年以上の入院が必要であると判断される場合には、任意入院継続の必要 入院後の診察の結果、精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することで入院の継続が明らかに必

性の欄にその旨を記載すること。

- での過去数箇月間に認められた症状等について記載するものとし、主として最近のものに重点を置くこと。 現在の精神症状,その他の重要な症状,問題行動等及び現在の状態像の欄は,原則としてこの報告書作成時ま
- 診察した主治医の氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
- 選択肢が記載されている欄においては,それぞれ該当する算用数字,ローマ数字等を〇で囲むこと。

様式第三十号及び様式第三十一号を次のように改める。

様式第30号 (第21条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

請求人住所 請求人氏名 印

退院等請求書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第38条の4の規定により、次の入院者について退院等の請求をします。

			フリ	ガナ								
入	院	者	氏	名				性	別	男	· 女	
	PL		生年	月日	年	月 (満	日生 歳)	入年月		年	月	日
入	院し	てい	いる病	房 院								
入	院	年	月	月	年	月	目					
本	人	ک ک	D 関	係	本 1 4 7 (名 7 (名 4 7 (名 7 (名 4 7 (名 7 (名 (名 (名 (名 (名 (名 (名 (名 (名 (名	2 5 W C C C C C C C C C C C C C C C C C C	親姉扶年 の て た佐 違権妹養 い い 法人 なで 務月 れ 者 代 こ	6者 に 、 理 と を み の の の の の の の の の の の の の	後 引 亥 は 保 認 人	又は保佐人なおいこさむびばボースははよし	申し添;の配偶を	えま
請	求の	趣旨)	及びま	里由								

(注) 本人との関係の欄は、請求人が本人以外である場合のみ記載すること。

様式第31号 (第22条関係)

警察署長 殿

年 月 日

所 在 地 病 院 名 管理者氏名

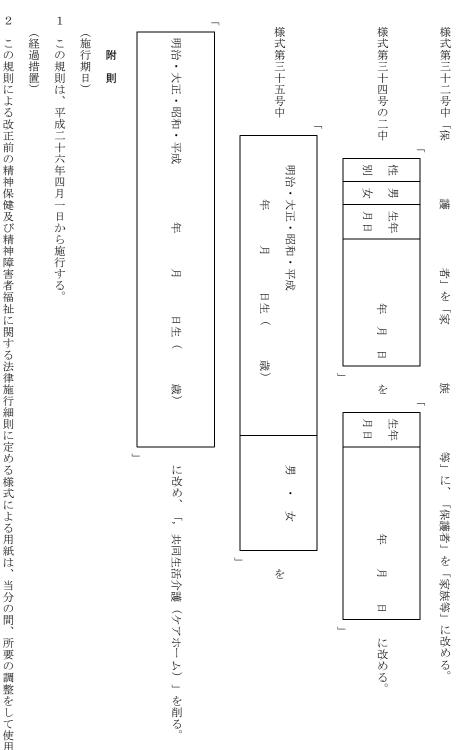
印

精神障害者探索依頼書

次の者が無断で退去し、その行方が不明となつたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第39条第1項の規定により探索を求めます。

				フリ	ガナ				-	年	月	日生
退	去		者	氏	名			(男・女)	生年月日		(満	歳)
				住	所		都道 府県	郡市区	町村 区			
入 院	年	月	日			年	月	目				
退去の年	月日	及び日	寺刻			年	月	日	午前 午後	時		
症 状	Ø	概	要									
退去者を参考とな 服装 そ	るべ	き人材	泪,									
				フリ	ガナ							
				氏	名					続 柄		
退去者の		デ 又は	これ	住	所		都道 府県	郡市区	町村 区			
に生する	≅			フリ	ガナ							
		氏	名					続 柄				
				住	所		都道 府県	郡市区	町村 区			
				フリ	ガナ							
障害福祉 [・] 事業を行		ごスに	係る	名	称					連絡先		
7.7% 3.11	, 1			所 在	三地		都道 府県	郡市区	町村 区			

- (注) 1 退去者の家族等又はこれに準ずる者の欄は、親権者が両親の場合は、そのいずれについても記載すること。
 - 2 退去者の家族等又はこれに準ずる者の住所の欄は、親権者が両親であつて住所が異なる場合は、そのいずれについても記載すること。
 - 3 障害福祉サービスに係る事業を行う者の欄は、入院年月日より前に障害福祉サービス を利用していた場合に記載すること。



所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十一号

|山県飼料検定条例施行規則の 部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

 回山県知事
 伊原木
 隆

太

岡山県飼料検定条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県飼料検定条例施行規則 (昭和五十二年岡山県規則第十五号) \mathcal{O} 部を次 いのよう

に改正する。

に改める。 第三条中「岡山県岡山家畜保健衛生所」を「岡山県農林水産総合センタ この規則は、 則 平成二十六年四月

庁 中 一 般

県統計調査調整規程 年岡山県訓令第十五号) \mathcal{O} 部を次のように改

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

9二条中「統計調査課長」を「統計分析課長」に改める。

第四条第三項中 「統計調査課長」 を「統計分析課長」 に改め、 同条第六項中

『課』を「統計分析課」に改める。

第六条第一項から第三項まで、 項及び第二項並びに第十

*第一項中「統計調査課長」を「統計分析課長」に改める。

附即

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する

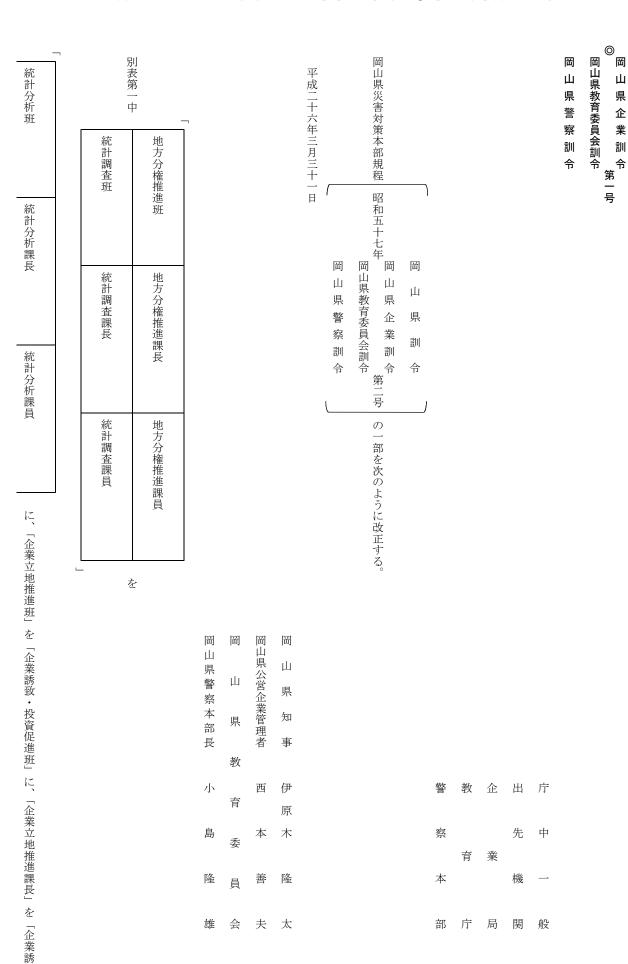
畄

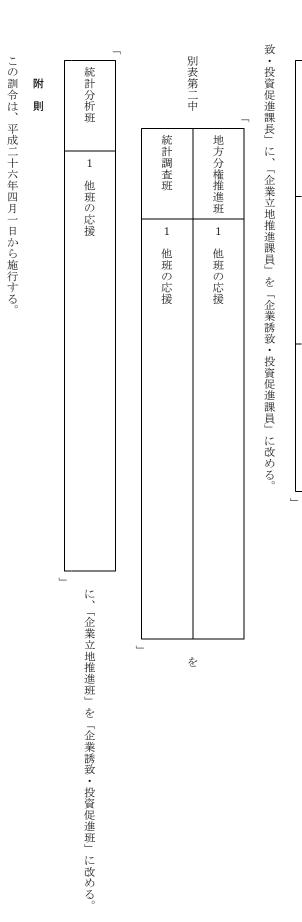
山

県

訓

令





弌

◎岡山県告示第百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般 の縦覧

に供する。

平成二十六年三月三十一日

木

太

道路の種類 一般国道

三 道路の区域

	二 三 · 五		真庭市落合垂水字杉瀬六六番三地先まで
一 九 二 二 •	六 <u>-</u> 5		真庭市下方字横部前一二四九番二地先か
	<u>g</u> =	旧	真庭市落合垂水字杉瀬六六番三地先まで
	— — 五 、 、 、 、 、 、		真庭市落合垂水字野畑六八四番四地先を真庭市下方字横部一二五二番六地先から
	匹 二 • 王		真庭市落合垂水字杉瀬六六番三地先まで
	一 一 五 五 5	新	真庭市落合垂水字野畑六八四番四地先を
			真庭市下方字横部一二五二番六地先から
(メートル)	(メートル)	別	
延長	幅員	新旧	ヹ

道路の区域

先まで 地先から 先まで 地先から 和気郡和気町益原字屋納戸 和気郡和気町益原字吹上一一二六番三地 区

和気郡和気町益原字屋納戸一 和気郡和気町益原字吹上一一二六番三地 一三九番二

一三九番二 新

別 (メー

域

延

トル

三 五 • ○

八六〇・〇

八六〇・〇

旧

六 •

道路の種類

高梁旭線

	七	旧	高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一高梁市有漢町有漢字吉一二番二地先から
 O	九 三 八 四 ·	新	地先まで高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一
(メートル)	(メートル)	別新旧	区域

番 苫 地 苫 田 先 田 地 郡 ら 発	番 苫 地 苫 田 H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	区
地先まで・一部鏡野町中谷字チナイガ乢四九七二から	郡鏡野町中谷字上森田一八一八番二郡鏡野町中谷字チナイガ乢四九七二地先を経て地先を経て地先を経て	域
九 八 七 番 二 二	九 六 八 七 五 番 二 一 二	
Iβ	新	別新旧
三・五 〜 六・ ○	九 三 五 八 〈 ·	(メートル)
Ò	Ö	ル) 員
一 八 九 一 •	一 八 八 四	(メートル)
·	•	シー長

地先まで

鏡野久世線

◎岡山県告示第百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間 般の縦覧

ははする

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

	県道	種 道 路 類 の
鏡 野 久 世 線	高梁旭線	路 線 名
苫田郡鏡野町中谷字高下畑四八八〇番一地先 苫田郡鏡野町中谷字岡田ノ下モ四六五一番一 地先を経て 苫田郡鏡野町中谷字高下畑四八八〇番一地先 まで	まで高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一地先高梁市有漢町有漢字井手尻一七四一番一地先	区間
	一 年 平成二十六 十六	年 月 開 日 始

岡山県農林				頁 • 行
岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則 岡山県知事 伊原 木 隆 太	正	岡山県知事 伊原木 隆 太	誤	一・五

〔六〕平成二十六年三月二十日付け(号外)公布岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則(岡山県規則第二十一号)に誤りがあった。